

部活動規定

- 第1条 目的
- (1) この規定は、水俣第二中学校の教育方針に従って、学校の教育を第一義としながら、部活動に関する必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 部員
- (1) この部に参加する者は、水俣第二中学校に在籍する生徒とする。
- (2) この部に参加を希望する生徒は、規定の申込書に必要事項を記入の上、入部許可を受けるものとする。
- (3) 入部後は、4月1日～3月31日まで、1年間の活動を行う。
- (4) やむを得ず、所属の部より退部の場合は、所属部活動顧問、担任、部活動主任、校長の承認を受け、退部願を提出する。
- (5) やむを得ず、所属の部より転部の場合は、所属部活動顧問、担任、部活動主任、校長の承認を受けた後、改めて入部願を提出する。
- 第3条 部活動費
- (1) 部活動加入費は、年 3500 円。入部と同時に納入するものとする。
- (2) 各部ごとに必要に応じて部費を徴収することができる。
- (3) 部費徴収をした部については、年度末に保護者並びに職員に会計報告することとする。
- 第4条 部の設置
- (1) 部の新設、廃部は校長が決めるものとする。
- ※ただし、2年続けて入部のない部活動に関しては休部とし、3年続けて入部のない場合は廃部とする。
- ※休部期間の翌年に部活動を再開する際には、新入生において、5人以上の加入が必要であること。
- (2) 部活動組織については以下のとおりとする。
- | | | |
|-------|-----|---|
| 校 長 | | |
| 職員会議 | | |
| 部活動主任 | | |
| 部長会 | | 指導者会 |
| 各部活動 | 運動部 | ・陸上競技部 ・バスケッ ^ト ボール部 ・サッカー部
・野球部 ・バドミ ^{ント} ン部 ・バレーボ ^{ール} 部
・ソフトテニス部 |
| | 文化部 | ・音楽 ・美術部 |
- (3) 全部活動は男女合同で活動するものとする。
- 第5条 活動時間
- (1) 学校の日課を中心に考え、部長会で検討し、職員会議で承認を得る。
- (2) 練習日
- ①1週間の練習日は5日以内を原則とし、土曜日、日曜日のいずれかを休みとする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とし、いかなる場合であろうと活動することはできない。
- ②土曜日、日曜日、祝日に活動する場合は、生徒のバランスの取れた生活や成長から見て無理のない範囲で活動し、適切な休養日を確保する。この場合、原則として毎月の土日、祝日の調整により、第5条の(2)の①が確保されるよう休養日の確保に配慮する。※熊本県運動部活動の指針及び、水俣市における中学校運動部活動指針に基づく。

第6条 対外試合

- (1) 各部が練習試合や対外試合に出場する場合は、必ず校長の承認を受ける。

第7条 指導者

- (1) 水俣第二中学校に在籍する教職員があたることを原則とし、校長が委嘱する。
(2) 部によっては、外部指導者及び部活動指導員を校長が委嘱する。

第8条 既定の改廃

- (1) この規定の改廃は、部活動主任が行う。但し、職員会議において職員の同意を求め、校長の承認を得なければならない。

第9条 付則

この規定は、平成23年4月5日より発効する。

平成27年4月1日 平成28年4月1日

平成29年9月1日(第5条(1)活動時間)

平成30年4月1日(第4条 部の設置)(第5条(2)①②)一部改訂

令和4年4月1日(第4条(2)(3))(第5条 活動時間①②)